笛吹農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の提出について

笛吹市公告第９号で公告した笛吹農業振興地域整備計画の変更案について、当市の住民は、令和８年12月７日（縦覧期間満了の日）までに、次のとおり市に意見書を提出することができます。

１　意見書の提出先及び問い合わせ先

〒406-8510
笛吹市石和町市部777番地
笛吹市役所　産業観光部　農林振興課　農産推進担当
電　話　055-261-2033（直通）
※問い合わせの電話番号のため、意見の受け付けはできません。

２　意見書の提出に当たっての注意事項

(1)　提出方法
上記窓口へ持参。電話等での意見は受け付けできません。

(2)　住所等の表記
個人が意見書を提出する場合は、住所・氏名・職業を記載し、法人が意見書を提出する場合は、法人名・代表者名・事務所の所在地を記載してください。

(3)　意見書の公表
提出された意見書は、公表する場合があります。ただし、特定の個人が識別できる個人情報、財産権等を害するおそれがある場合は、公表の際にその部分を非公表にすることがあります。

(4)　意見書の取り扱い
提出された意見書に対する個別の回答はしません。ただし、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第12条第１項の規定により、提出された意見書の要旨及びその処理結果を公告します。

(5)　その他
笛吹農業振興地域整備計画の変更案以外に対しての意見書の提出はできません。